二　高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令の一部改正関係

登録事業者が登録住宅に入居しようとする者に交付する書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾に関する手続について定めることとした。（第二条関係）

三　施行期日

この政令は、令和四年五月一八日から施行することとした。

◇土地区画整理登記令及び不動産登記令の一部を改正する政令（政令第一八二号）（法務省）

一　土地区画整理登記令の一部改正関係

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三七号。以下「整備法」という。）の一部の施行に伴い、借地借家法（平成三年法律第九〇号）第二二条第二項において定期借地権の設定に係る特約を電磁的記録によってすることができる旨の規定が追加されたことによる所要の規定の整備をするものとした。（第一条関係）

二　不動産登記令の一部改正関係

整備法の施行に伴い、地上権及び賃借権の設定の登記の申請情報と併せて登記所に提供すべき一定の添付情報を電磁的記録により提供することを認める等の規定の整備をするものとした。（第二条関係）

三　施行期日

この政令は、整備法第三五条、第四四条及び第五八条の規定の施行の日（令和四年五月一八日）から施行するものとした。

◇令和四年三月十六日の地震による福島県相馬郡新地町の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第一八三号）（内閣府本府）

1　令和四年三月一六日の地震による福島県相馬郡新地町の区域に係る災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

㈠　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈡　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇著作権法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一八四号）（文部科学省）

著作権法の一部を改正する法律（令和三年法律第五二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和四年五月一日とすることとした。

◇著作権法施行令の一部を改正する政令（政令第一八五号）（文部科学省）

1　著作権法（昭和四五年法律第四八号）第三一条第五項第二号イの政令で定める表示の大きさは、映像面の対角線のうちいずれか長い方の長さが二五四センチメートルであるものとすることとした。（第一条の五関係）

2　この政令は、著作権法の一部を改正する法律（令和三年法律第五二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和四年五月一日）から施行することとした。

法律

道路交通法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和四年四月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第三十二号

道路交通法の一部を改正する法律

第一条　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第七条の付記中「第百十九条第一項第一号の二、同条第二項」を「第百十九条第一項第二号、同条第三項」に改める。

第八条の付記中「第百十九条第一項第一号の二、同条第二項」を「第百十九条第一項第二号、同条第三項」に、「第百二十一条第一項第一号の二」を「第百二十一条第一項第二号」に改める。

第九条の付記を次のように改める。

（罰則　第百十九条第一項第二号、同条第三項）

第十一条の付記中「第百二十一条第一項第二号」を「第百二十一条第一項第三号」に、「第百二十一条第一項第三号」を「第百二十一条第一項第四号」に改める。

第十五条の付記中「第百二十一条第一項第四号」を「第百二十一条第一項第五号」に改める。

第十七条の付記中「第百十九条第一項第二号の二」を「第百十九条第一項第六号」に、「第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号イ」を「第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号イ」に改める。

第十七条の二の付記中「第百二十一条第一項第五号」を「第百二十一条第一項第六号」に改める。

第十八条の付記中「第百十九条第一項第二号の二」を「第百十九条第一項第六号」に改める。

第十九条の付記中「第百二十一条第一項第五号」を「第百二十一条第一項第六号」に改める。

第二十条の付記及び第二十条の二の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第二十一条の付記中「第百二十一条第一項第五号」を「第百二十一条第一項第六号」に改める。

第二十二条の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第二十四条の付記を次のように改める。

（罰則　第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号ロ、第百十九条第一項第三号）

第二十五条の付記中「第百二十一条第一項第五号」を「第百二十一条第一項第六号」に改める。

第二十五条の二の付記中「第百十九条第一項第二号の二」を「第百十九条第一項第六号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第二十六条の付記中「第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号ハ、第百十九条第一項第一号の四」を「第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号ハ、第百十九条第一項第四号」に改める。

第二十六条の二の付記中「第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号ニ」を「第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号ニ」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第二十八条の付記中「第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号ホ」を「第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号ホ」に、「第百十九条第一項第二号の二」を「第百十九条第一項第六号」に改める。